　高鍋町公式Facebookページについてのガイドライン

　高鍋町の取り組みやイベント等の行政情報のほか、町の魅力などを積極的に発信するとともに、災害時等の迅速な情報提供に活用するため、高鍋町公式Facebookページを開設する。Facebookを通じた情報発信にあたり、当アカウントのガイドラインを次のとおり定める。

1. アカウント名及びURL

アカウント名：高鍋町役場

URL：<https://www.facebook.com/高鍋町役場-1179964595370280/>

1. 運用主体・管理者

運用主体：高鍋町

管理者：地域政策課

1. Facebookの利用にあたっての基本原則
2. 職員がFacebookを利用して情報を発信する場合には、職員であることの自覚と責任を持たなければならない。
3. 地方公務員法をはじめとする関係法令及び職員の服務や情報の取り扱いに関する規定等を遵守しなければならない。
4. 発信する情報は正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かぬよう留意する必要がある。一度ネットワーク上に公開された情報は完全に削除できないことを理解しておく必要がある。
5. 意図せずして自らが発信した情報により他者を傷つけたり、誤解を生じさせたりした場合には、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めなければならない。
6. 投稿時間
7. 原則として開庁時間内（平日の午前8時30分～午後5時10分）
8. 不定期に投稿する。
9. この時間帯以外にも必要に応じて投稿する。
10. 個人情報に関する取扱い
11. 個人情報については、原則公開しない。ただし、本人の同意を得た場合を除く。
12. 肖像権についても、原則公開しない。(過去の判例と照らし合わせ、高鍋町個人情報保護条例に基づき消極的な運用に努める。(具体例として、ぼかしを入れる等。))
13. 成りすましへの対応

地域政策課は、町の公式Facebookのリンクを町ホームページに掲載し、成りすましでないことを証明する。また、成りすましを発見した場合は、町ウェブサイトにおいて情報を発信し、成りすましアカウントが存在することへの注意喚起を行う。

1. コメント等への対応
2. 原則として行わない。
3. 多くの問合せがあった場合に全体に向けてコメントする。
4. 所属長の承認
5. 発信する場合は、原則として所属長の承認を必要とする。
6. ただし、次に掲げる場合は、ソーシャルメディアの特性や発信の即時性を考慮し、その範囲内で、職員の判断により発信を行うことができることとする。
7. 既に一般に周知されている事項について再度正しい情報として発信する場合
8. イベント・競技会等の現況や結果など、既成の事実について発信する場合
9. 法令等で定められている内容を発信する場合
10. 緊急性があると認められる場合
11. その他あらかじめ所属等の長が必要と認めた事項について発信する場合
12. 免責事項について
13. 当ページに掲載する情報の正確性、完全性等については、細心の注意を払うが、それを保証する義務を負わない。また、利用者が当ページの情報を用いて行う一切の行為について、運用管理者はいかなる責任も負うものではない。
14. 利用者が当ページを利用したこと、もしくは利用することができなかったことによって生じるいかなる損害についても一切責任を負わない。
15. 利用者により投稿された内容（コメント・写真・動画等）について、一切責任を負わない。
16. 当ページに関連して、利用者間もしくは利用者と第三者のトラブル・紛争が発生した場合であっても、一切責任を負わない。
17. 上記のほか、当ページに関連する事項に生じたいかなる損害についても一切の責任を負わない。
18. 予告なしに当ページの運用方針や運用方法の変更を行う場合がある。
19. 情報発信禁止事項
20. 他者を侮蔑する言い方、発言を含む情報
21. 人種、思想、信条等について差別する発言、又は差別を助長させる発言を含む情報
22. 違法若しくは不当な情報又はそれらの行為をあおるような発言を含む情報
23. 信憑性が確保できない情報（噂や流説、又はその助長をするもの）
24. 閲覧者に損害を与えようとするサイト及びわいせつな内容を含むサイトに関する情報
25. 守秘義務に関する情報
26. 高鍋町及び他者の権利を侵害する情報
27. 政治的活動、宗教的活動、その他営利を目的として発信する情報
28. 故意にネットワーク上の善意の情報交換を妨げようとする情報
29. 高鍋町の施策の意思形成過程における情報（高鍋町が積極的に意見等を求める場合を除く。）
30. その他公序良俗に反するなど情報発信することが適当でないと認められる情報
31. 本人の同意を得ずに、個人を特定することが可能な情報
32. 附則

平成28年8月1日施行